

議案第 77 号

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 6 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 1 9 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分 の 1 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月 以内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用につ いては、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> 」とあるの は「1 0 0 分の 7 2 . 5」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第 1 9 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分 の 1 3 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月 以内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用につ いては、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 3 0</u> 」とあるの は「1 0 0 分の 7 2 . 5」とする。 4～6 (略)

第 2 条 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 1 9 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分 の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 1 9 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分 の 1 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

(八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成17年3月28日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成18年4月1日から平成18年4月30日までの間における市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 平成19年4月1日から平成19年4月30日までの間における市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の145</u>」とする。</u></p> <p><u>5 平成30年1月1日から平成30年1月31日までの間における市長及び副市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u></p>

第4条 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第3条の別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>

(八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成20年9月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この条例は、平成20年9月1日から施行する。</p> <p><u>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の145」とする。</u></p>

第6条 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する議員報酬月額及びその額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>

(八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」）」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3～5 (略)</p>	<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「管理職手当受給職員等」）」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3～5 (略)</p>

第8条 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給職員」)」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第4号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「管理職手当受給職員等」)」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第17条の2並びに第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給職員」)」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第4号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「管理職手当受給職員等」)」と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じ、八幡浜市の職員、特別職の職員、市議会議員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を変更するため。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,150,653	107,017	1,257,670
	2 基金繰入金	1,111,351	107,017	1,218,368
21 諸収入		834,205	150,000	984,205
	5 雑入	582,586	150,000	732,586
歳入	合計	27,041,729	257,017	27,298,746

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		1,776,658	20,743	1,797,401
	3 水産業費	628,240	20,743	648,983
7 商工費		1,198,137	236,274	1,434,411
	1 商工費	1,198,137	236,274	1,434,411
歳 出 合 計		27,041,729	257,017	27,298,746

- (1)
- (2)
- (3)

1 歳入歳出補正予算事項別明細書
 (1) 総括
 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,150,653	107,017	1,257,670
21 諸収入	834,205	150,000	984,205
歳入合計	27,041,729	257,017	27,298,746

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1,776,658	20,743	1,797,401				20,743
7 商工費	1,198,137	236,274	1,434,411			150,000	86,274
歳出合計	27,041,729	257,017	27,298,746			150,000	107,017

(2) 歳 入

(款) 19 .繰入金 (項) 2 .基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 財政調整基金繰入金	1,031,822	107,017	1,138,839	1. 財政調整基金繰入金	107,017	財政調整基金繰入金	107,017
計	1,111,351	107,017	1,218,368				

(一般会計)

(款) 21 .諸収入 (項) 5 .雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	582,586	150,000	732,586	50. 雑入	150,000	プレミアム付飲食券販売収入 150,000
計	582,586	150,000	732,586			

(3) 歳 出

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 水産業振興費	167,071	20,743	187,814				20,743	18. 負担金、補助及び交付金	20,743	魚類養殖共済支援事業費補助金 20,743
計	628,240	20,743	648,983				20,743			

(一般会計)

(款) 7.商工費 (項) 1 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. プレミアム付 飲食券事業費	0	236,274	236,274			150,000	86,274	10. 需用費	496	印刷製本費 496
								11. 役務費	268	通信運搬費 48
										手数料 220
								12. 委託料	10,510	プレミアム付飲食券事業委託料 10,510
18. 負担金、補助 及び交付金	225,000	プレミアム付飲食券事業交付金 225,000								
計	1,198,137	236,274	1,434,411			150,000	86,274			